

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日に當る時は、その翌日)

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目 四〇六	昭和四十八年六月十五日

尾西小児科医院	倉吉市山根四八八の八	"
隈田歯科医院	米子市角盤町二丁目 一二三	"
浜田産婦人科医院	東福原六三六の五	"

## 鳥取県告示第四百六十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第四百五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

## 告 示

### ◇人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正  
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗





(第三種郵便物認可) 昭和48年7月6日 金曜日 鳥取県公報

第一 四二号	ローマンデール ロイヤルプリンス	四四・九・一九 カナダ	ソニア ロイヤルプリンス	ローマンデール
第二 四三号	パインラグアツブル テキサルアツブル	四五・九・二七 東伯郡赤崎町	ボンドヘイブンラグ アツブルシユーブリーム	ロナベリー テキサルデージー
第三 四四号	パイントラグアツブル バーククリスクロス	四六・一二・一六 " "	ボンドヘイブン ラグアツブルク	"
第四 四五号	秀山	黒毛和種 四〇・六・一〇、米子市	第六吉花	オーフランド マダム・ジョイ
第五 四六号	朝日	四五・七・一 日野郡江府町	吉光	西伯郡大山町 船原典
第六 四七号	栄豊	四四・九・一〇 西伯郡西伯町	光	西伯郡淀江町 淀江町農業協同組合
第七 四八号	第五大山	四七・三・一 米子市	高氣	二級 野口宗一郎
第八 四九号	光明	四七・四・八 昭栄	かじはな 一	三級 船原典
第九 五〇号	益豊	四五・六・二八 日野郡日南町	かじはな 一	二級 渡辺光雄
第十 五一号	明光	四三・六・八 米子市	あけた 第三栄	三級 大山町
第十一 五二号	美保錦	四六・八・二三 " " 第六吉花	あけた 第三栄	西伯郡日吉津村 横山頼介
第十二 五三号	富久	四六・一二・二二 西伯郡西伯町	とみかぜ ぎおん	三級 西伯郡日吉津村 山崎賢
第十三 五四号	剛政	一一 11	のぼる	境港市外江 内輝
第十四 五五号	"	"	ひふみ	境港市外江 内輝

第一 六八号	第五 六号	アルノギルビア	ランドレ	四六・四・二 オランダ	アル ノ	ギルビア
伯 光	第五 七号	タバーリアネ	タバ ー	四六・四・三 "	タバ ー	タバ ー
	五八号	ジ33 カフエイン シーザー3	ジヤー ク	四五・二・三 米子市	ジユリ アスシ ザー635	カフエ インジム 86
	五九号	インペラ	ハンブ シ	四三・二・九 アメリカ	ラツ シユ	二級
	六〇号	クニクライブ プリンセス69	クニ ク	四四・一〇・一〇 茨城県	クラ イブ	一級
	六一號	95 デイスター2ル 4023	デイ ス	四四・一〇・一〇 米子市	プリンセスサス	"
	六二号	ピツカ 2015 ミンクベアラン ダーランドレ	ピツ カ	"	エスエー ワインナ	ダイ アン
	六三号	1117 パロマアネル ンドマーシャ ル11	マーチ ヤー	四七・二・五 シヤー	テー オー アミー	二級
	六四号	1209 カリナグローブ エバクール 2-12-12	カリナ マーシャル	四六・一〇・一〇 シヤー	アシ ヌステツド 3179 ミンクベアラン ダーランドレ	二級
	六五号	244 インペラ インペスト ール	ヤハ ン ン ペ シ	四六・一 二・九 "	68-668 ミンクベアラン ダーランドレ	"
	六六号	139 インペラ クライブ インペスト ール	イン ペ ラ ク ラ イ ブ イン ペ ス ト ル	四七・八・二 二 "	68-668 ミンクベアラン ダーランドレ	"
	六七号	154 トラベル エミニ ー8-8	クレ オ バ ル サン デ 7	18 インペ ス ト ル ダイア モ ンド プリ ン セ ス 5-1	67-67 ミンクベアラン ダーランドレ	"
						鳥取県中小家畜試験場
黒毛和種 四五・七・一 日野郡溝口町 吉 光 ま つ 六		チヤンチャージヤー	ミス インクリング			米子市西三柳
前 谷 光 久						

第一 六九号	南 高	四四・三・一四 岩美郡岩美町 気 高	第四うのこへい
第二 七〇号	昭栄一 高	四三・一・六 日野郡日南町 吉 光	しようえい たかひめ 三
第三 七一號	第二政光 一	四五・四・一 西伯郡会見町 政 光	" " 安部貞紀
第四 七二號	益美 一	四六・八・一 米子市 第三卯月	ますこ 三級 畑田則彦
第五 七三號	第三佐伯 幹山	四六・二・五 日野郡日南町 裕 豊	たに五 高
第六 七四號	富栄 山	四六・七・二一 西伯郡西伯町 南 高	あきぎく 第三まつひめ
第七 七五號	"	四六・九・三 吉	みやくら 第三みやくら
第八 七六號	"	四七・二・一八 昭	" 恩田官一
第九 七七號	第二生山 第三宮倉の七	四六・一〇・五 西伯郡岸本町 昭 栄一	" 安部貞紀
第十 七八號	第二千春 藤	四六・八・一〇 西伯郡西伯町 " みのり	ふなよし ひだか
第十一 七八號	福成 見	四六・八・八 吉光	ふじひめ たけこ
第十二 八〇號	高見 船場	四六・六・八 西伯郡西伯町 日吉津村	ふくなり たけこ
第十三 八二號	高見 船場	"	"
第十四 八二號	"	"	"
第十五 四五九二	"	"	"



登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
六十五	林 郁夫	八頭郡船岡町	穂の苗に幼い苗採育成外の及取の苗及び木並び	林 郁夫 苗畑	八頭郡船岡町下野八四六

鳥取県告示第四百六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基  
づき、次の生産事業者の登録が昭和四十八年六月一日付で失効したので、  
同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事  
石  
破  
一  
朗

鳥取県知事  
右  
破  
二  
朗

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百八十	林 寿子	八頭郡船岡町	穂の苗以幼稚の成育の及取の苗及び木並び	林寿子苗畑	八頭郡船岡町下野
下野八四六					

鳥取県告示第四百六十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事  
右  
破  
二  
朗

**鳥取県告示第四百六十三号**

昭和四十八年五月二十三日付で関金町長から申請のあつた土地改良（浅井地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称  
有限公司 高 力
- 二 事業施行期間  
昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十日まで
- 三 施行地区  
倉吉市巖城東屋敷、字開山、字下光源、字井手向、字細工畠及び字下前田の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称  
倉吉市巖城土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地  
倉吉市巖城三六六番地一
- 六 施行認可の年月日  
昭和四十八年七月二日
- 七 施行者の住所  
倉吉市巖城三六六番地一
- 八 事業年度  
昭和四十八年度
- 九 公告の方法

**鳥取県告示第四百六十四号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条第一項の規定に基づき、倉吉市巖城土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条第一項の規定に基づき、高松団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

**鳥取県告示第四百六十五号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条第一項の規定に基づき、倉吉市巖城三六六番地一有限公司高力前に掲示する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石破二朗

九 公告の方法

鳥取市東町一丁目三百十九番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

一 施行者の名称  
鳥取県住宅供給公社二 事業施行期間  
昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで三 施行地区  
第一工区境港市新屋町字阿弥陀原及び字堀ノ内の各一部並びに高松町字山西、  
字紺屋町及び字敷田の各一部

第二工区

境港市新屋町字阿弥陀原、字堀ノ内及び堀の内の一部並びに  
高松町字山西、字紺屋町及び字敷田の各一部並びに竹内町字敷田野  
地の一部四 土地区画整理事業の名称  
高松団地土地区画整理事業五 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目三百十九番地六 施行認可の年月日  
昭和四十八年七月二日七 施行者の住所  
鳥取市東町一丁目三百十九番地八 事業年度  
昭和四十八年度

## 鳥取県告示第四百六十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廻の指定について）の一部を  
次のように改正する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石破二朗

「鳥取県倉吉児童相談所 倉吉市仲之町三、四五五の一」を「鳥取県倉  
吉児童相談所倉吉市宮川町二丁目三六」に、「鳥取県鳥取保健所 鳥取市  
二階町四丁目三六」を「鳥取県鳥取保健所 鳥取市二階町四丁目二〇一」

に、「鳥取県蚕業試験場 倉吉市上井五四六」を、「鳥取県蚕業試験場  
倉吉市大谷八八三の三五」に、「鳥取県立境高等学校 境港市東本町二」  
を「鳥取県立境高等学校 境港市上道町八二」に改める。

## 鳥取県告示第四百六十七号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指  
定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年七月六日

鳥取県知事 石破二朗

「株式会社鳥取銀行元町支店」を「株式会社鳥取銀行米子本通支店」に  
改める。

## 人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

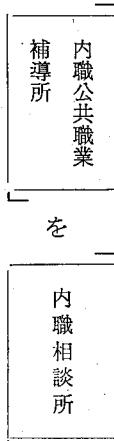
昭和四十八年七月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。



に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年七月一日から適用する。